

平成30年度 加東市アフタースクール 入所案内



継続入所を希望される場合も利用申込みが必要です。

■平成30年度 利用申込書の受付期間

○平成30年4月から7月（夏休み前）の間に利用開始を希望される方

平成29年10月10日（火）～10月31日（火）

（土日・祝日を除く）

○平成30年度夏休み以降に利用開始希望の方

平成30年 5月1日（火）～ 5月31日（木）

（土日・祝日を除く）

■入所決定等について

①先着順ではありません。「家庭で保育を受けることができない事由」の内容や年齢（低学年優先）を考慮して選考を行います。申込者多数のため入所できない場合があります。

- ・アフタースクール個人負担金のほか市に納付すべき市税等に滞納がある場合は、入所できません。また、入所後に滞納が発生した場合は、利用許可を取り消します。
- ・上記の期間以降も随時受け付けますが、期間内の申込者から選考します。

②利用申込書は、勤務証明書等必要な書類が全て揃った状態で受け付けます。

■受付・問い合わせ

加東市 福祉部 子育て支援課（加東市役所1階）

〒673-1493 兵庫県加東市社50番地

電話 0795-43-0408 / FAX 0795-42-6862

加東市アフタースクール施設一覧

アフタースクール名	小学校区	所在地	電話・FAX 番号	設置場所
社アフタースクール やしろなかよしくらぶ (定員 120 名)	社	社 1652-1	42-8200	社小学校併設：専用施設 社小学校体育館
福田アフタースクール ふくだなかよしくらぶ (定員 20 名)	福田	東古瀬 477-1	42-5568	やしろこどものいえの一室
米田アフタースクール よねだなかよしくらぶ (定員 20 名)	米田	上久米 272-2	44-1688	米田こども園の一室
三草アフタースクール みくさなかよしくらぶ (定員 20 名)	三草	上三草 155-1	42-6300	三草こども園併設：専用施設
鳴川アフタースクール かものがわなかよしくらぶ (定員 5 名)	鳴川	下鳴川 260-3	45-0288	かものがわ交流セミナーハウス
滝野東アフタースクール 滝野東小学校クラブ (定員 120 名)	滝野東	新町 88	48-2811	滝野東小学校併設：たきっ子館
滝野南アフタースクール 滝野南小学校クラブ (定員 25 名)	滝野南	高岡 949-35	48-0321	滝野南小学校併設：みなみっ子館
東条東アフタースクール 東条東げんきクラブ (定員 80 名)	東条東	掬鹿谷 233-1	47-0601	東条東小学校近接：専用施設 東条東小学校体育館
東条西アフタースクール 東条西げんきクラブ (定員 28 名)	東条西	吉井 298	46-1166	東条西小学校の一室

アフタースクールとは・・・

小学校に通う児童が、放課後帰宅しても保護者の就労等の理由で保育を受けることができない場合に、家庭に代わる生活の場として児童の安全を確保し、健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的とした施設です。

1 対象児童

加東市内の小学校及び特別支援学校の小学部に通う1～6年生の児童で、保護者及び同居する満18歳以上65歳未満の親族その他の者（以下「保護者等」という。）が、以下のいずれかの事由に該当し、昼間家庭において保育を受けることができない児童が対象です。なお、保護者等が「求職活動中」、「休職中」及び「育児休業制度を利用中」の場合は対象となりません。

家庭で保育を受けることができない事由		必要な添付書類
①就労 ※内職は対象外です。また、無収入の労働はボランティアと同義のため、就労とみなせません。	雇用主がある場合	・勤務証明書
	自営業・農業	・申立書 ※申請者本人が収入を得ていることがわかる書類を提出していただく場合があります。
②出産（産前産後各8週の期間内）		・申立書 ・母子健康手帳の出産予定日の記載されているページ及び、記名の分かる表紙等のコピー
③保護者等の 疾病・障がい	疾病	・申立書
	障がい	・申立書 ・身体障害者手帳等のコピー
④同居または長期入院等している親族の 介護・看護		・申立書 ・身体障害者手帳、介護保険被保険者証等のコピー
⑤就学・職業訓練中		・申立書 ・在学証明書等
⑥その他（上記以外）		※入所が必要であると認められる資料

障がい児の受入について

下記の要件を全て満たす児童は入所可能ですので、申込時に子育て支援課にご相談ください。なお、申込後面接をさせていただきます。

更新の申込みをされた場合も、必要に応じて面接を行います。

- ①医療行為を必要としない児童
- ②次のいずれかに該当する児童
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けている児童
 - イ 療育手帳の交付を受けている児童
 - ウ 特別児童扶養手当を受けている児童
- ③施設内において集団生活ができる児童

2 定員

アフタースクール名	定員
やしろなかよしくらぶ	120人
ふくだなかよしくらぶ	20人
よねだなかよしくらぶ	20人
みくさなかよしくらぶ	20人

※入所希望者が定員を超えた場合は、入所できない場合があります。

かもがわなかよしくらぶ	5人
滝野東小学校クラブ	120人
滝野南小学校クラブ	25人
東条東げんきクラブ	80人
東条西げんきクラブ	28人

3 開所時間

開所日	時間	備考
平日（月～金曜日）	授業終了時から 午後6時30分まで	入学式、始業式、終業式などの日は、式終了後から開設します。
開所する土曜日	午前7時30分から 午後6時30分まで	自宅からの児童の送りは、必ず保護者が付き添い支援員に引き渡してください。
長期休暇（夏休み・冬休み・春休み）・学校代休日		

※お迎えは必ず午後6時30分まで（時間厳守）に保護者が行ってください。

4 アフタースクールの休所日

- ・日曜日及び開所しない土曜日
- ・国民の祝日
- ・年末年始（12/29～1/3）
- ・警報発令による学校休校日
- ・感染症等による学級、学年、学校閉鎖時
- ・市長が必要と認めた日

5 各種連絡

- ・学校を欠席・早退してアフタースクールを欠席する場合は、必ず保護者から支援員に連絡してください。
- ・アフタースクールの利用に変更が生じる場合は、必ず保護者から担任の先生にも連絡してください。

6 利用料（平成30年度）

アフタースクール個人負担金（利用料）月額	
4・5・6・7・9・10・11・12・1・2・3月 （7月分は7月1日から7月20日までの期間のみ）	6,000円
8月分（夏休み期間の7月21日から8月31日までの期間）	15,000円

- ・生活保護世帯及び市民税非課税世帯は減額制度があります。
- ・月の途中で入退所された場合も月額料金をいただきます。日割り計算はしません。
- ・お迎えが午後6時30分以降になる場合は、10分ごとに100円の延長料金をいただきます。
- ・利用料の納付方法・・・口座振替

【取扱金融機関】	みなと銀行	三井住友銀行	三菱東京UFJ銀行
	JAみのり	日新信用金庫	ゆうちょ銀行
	中兵庫信用金庫	姫路信用金庫	兵庫県信用組合

- ・利用料の振替日・・・毎月25日に引き落とします。25日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。
- ・利用料を滞納された場合は、退所となる可能性があります。

7 お弁当・おやつ

学校で給食がないとき（1年生は4月の給食が始まるまで・入学式等の式典日・学校代休日等）や長期休暇中は、お弁当を持たせてください。

おやつについては、各アフタースクールの保護者会で決められています。今後変更となる場合がありますので、詳しくは入所決定後にお知らせいたします。

8 各種届出

届出が必要な事由	届出書類	提出期限
入所決定通知後、入所日までに利用期間を変更したい場合	入所変更申請書 （※押印必要）	入所する月の 前月の末日
入所決定通知後に入所を辞退する場合	入所辞退届 （※押印必要）	
退所する場合	退所届（※押印必要）	退所する月の末日 ※7月退所は7/20(金)
「家庭で保育を受けることができない事由」に変更がある場合	勤務証明書（勤務先の変更時 も必要）・申立書等	随時（変更後早急に）

※各種様式は、子育て支援課（市役所1階）にあります。また、加東市ホームページからダウンロードも可能です。

※退所届等を提出期限までに提出されない場合、利用料が発生しますのでご注意ください。

9 傷害保険（児童クラブ共済制度）

入所児童の活動時間内及び学校・自宅との往復時等の万一の事故やけが等に対しては、児童が加入する「児童クラブ共済制度」の範囲で補償（通院日数に応じて共済金を支給）します。平成30年度の保険料は委託業者で負担します。

10 緊急時の対応について

①けが等の場合

- ・軽度のけがの場合は、応急処置をしてお迎えの時に保護者に内容を報告します。
- ・けがの状況によっては、保護者に連絡しお迎えを要請します。
- ・高熱が出た場合や病気を発症した場合は、保護者に連絡しお迎えを要請します。

②気象警報が発令された場合の対応について

	状 況	アフタースクール	
アフタースクール 開所前	登校日の放課後に 開所する日	登校前に警報が発令され、学校の判断により休校となった場合 登校後に警報が発令され、学校の判断により一斉下校となった場合	学校の判断後 休所します
	午前7時30分に開所する日 （長期休暇中・学校代休日）	午前7時現在で警報が発令されている 場合	市独自の判断で 休所します
開所中	アフタースクール開所中に「加東市」に気象警報が発令された場合は、原則アフタースクールは市独自の判断で閉所します。その場合は、「かとう子育てねっと」のメール配信により閉所及びお迎え要請の連絡をしますので、「かとう子育てねっと」（次ページ参照）への登録をお願いします。		

かとう子育てねっと（登録無料）

PC：<http://katokosodate.net/>
携帯：<http://katokosodate.net/m/>



QRコードを読み取り、空メールを送信することでも登録できます。
ドメイン拒否をされている場合は、メールが届くようにドメインを登録してください。
※ドメイン：@katokosodate.net

③学級閉鎖・臨時休校等の場合

- ・臨時休校（全校）の場合は、当該アフタースクールを休所します。
- ・学年（学級）閉鎖の場合は、当該学年（学級）の児童はアフタースクールへは通所できません。

※上記①から③までの場合、利用料は返金いたしません。

11 その他

- ・原則として入所できるアフタースクールは、通学されている学区のアフタースクールとなります。
- ・体調不良の場合、アフタースクールは休んでください。
- ・インフルエンザ、はしか、水ぼうそうなどの感染症にかかった時は、周りのお子さんへの感染を防ぐため小学校の出席停止期間に準じて、アフタースクールは休んでください。
- ・持ち物は各アフタースクールにより異なりますので、入所されるアフタースクールへお問い合わせください。
- ・10月の受付終了後、2月下旬に入所決定（許可・不許可）通知を保護者の方へ通知する予定です。また、新規入所される児童は、3月中旬の支援員が指定する日に保護者同伴で各アフタースクールにおいて入所前の面接を行います。日程は後日お知らせします。

アフタースクール利用申込書の提出について

提出書類 継続入所を希望される場合も提出が必要です。

（1）放課後児童健全育成事業利用申込書

- ・入所児童1人につき1枚です。
- ・必ず押印をお願いします。

（2）勤務証明書・申立書等

- ・1ページ「1 対象児童」のところの必要な添付書類を揃えてください。次ページからの記入例をご覧ください。
- ・18歳以上65歳未満の同居者全員分、1人につき1枚必要です。
- ・1世帯に入所児童が2人以上いる場合は、複数提出の必要はありません。

※内容に虚偽が判明した場合は、入所決定が取り消されることがありますので、事実に基づいて正確に記入してください。

※必要な添付書類がある場合は、全て揃っている状態で提出してください。

※提出書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに子育て支援課まで申し出てください。

放課後児童健全育成事業

利用申込書

平成 29年 10月 25日

加東市長 様

入所児童の年齢や学年については平成30年4月1日時点をご記入してください

所 加東市〇〇 △△番地
名 加東 太郎
電話 0795 - 00 - 0000
電話等 090 - 0000 - 0000 (続柄: 母)

押印忘れずに

放課後児童健全育成事業(以下「アフタースクール」という。)を利用したいので、ここに同意の上、申し込みます。

- 1 アフタースクール個人負担金(利用料)のほか市に納付すべき市税等に滞納がある場合は、入所できないこと。
2 アフタースクール入所後に利用料のほか市税等の滞納が発生した場合は、利用許可を取り消されること。

申請者 加東 太郎

利用施設名 ○ ○ ○ ○ ○ 希望するアフタースクールをご記入ください

利用期間 平成 30年 4月 1日 ~ 平成 31年 3月 31日

対象者(入所児童)
学校 加東市立 ○○ 小学校 学年 1年生
ふりがな かとう こいたろう
氏名 加東 鯉 太郎
性別 (男) ・ 女 生年月日 平成 23年 5月 5日

同居親族等 table with columns: 氏名, 続柄, 生年月日, 年齢, 勤務先等, 勤務先電話番号. Includes entries for 加東 太郎 (父), 加東 花子 (母), 加東 さくら (妹), 加東 鮎太郎 (祖父), 加東 雛子 (祖母), 加東 桃子 (叔母).

満65歳以上の勤務証明書等の書類は不要です

※学年及び年齢については、利用年度の4月1日現在でご記入ください。

利用施設名	〇〇〇〇〇	児童氏名	加東 鯉太郎
-------	-------	------	--------

申立書

放課後児童健全育成事業利用申込書の提出にあたり、下記の事項について申し立てます。
 なお、申し立て事項が事実と反したり、虚偽が判明した場合は、入所決定が取り消されることを了承します。

平成 29 年 10 月 20 日

申立者自身でご署名ください。

押印を忘れずに！

申立者氏名 加東 雛子



(児童との続柄：祖母)

該当する箇所にチェックをしてください。

該当する箇所を〇を付し、必要事項を記入の上、各提出書類等をあわせて提出してください。

保護者等が自営業、農業、就学、職業訓練中である方

下記のとおり (自営業) 農業・就学・職業訓練) をしているため、家庭で児童をみる事ができません。

就労・就学 場所	※自営業、農業の方 <input type="checkbox"/> 生活の場所と同じ → <input type="checkbox"/> 内勤 <input type="checkbox"/> 外勤 <input checked="" type="checkbox"/> 生活の場所と異なる → (所在地： 〇〇市 〇〇 △△番地)				
	※就学、職業訓練中である方 <input type="checkbox"/> 別添証明書 (在学証明書等) のとおり				
就労時間	曜日別就労状況を記入ください。 土曜日の勤務 (有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)				
	不規則勤務の場合は下段に詳しく記入ください。 ※有の場合詳細を記入				
	月	火	水	木	金
	○	○	○	○	○
勤務日数	不規則 ※不規則勤務の場合詳細を記入				
週	5 日				
	[平日]	9時 00分 ~ 17時 00分		(実働 7時間 分/休憩 1時間)	
	[土・日曜日]	時	分	~ 時 分	(実働 時間 分/休憩 時間)

保護者等が出産の産前産後である方

別添「母子手帳の写し」のとおり出産の産前産後であるため、家庭で児童をみる事ができません。

※出産される方の名前と出産 (予定) 日が記載された部分を添付してください。

保護者等が病気等である方

下記のとおり (病気療養中・障がい) であるため、家庭で児童をみる事ができません。

疾病名、障がい名、 身体の状態等	※障がい者手帳を所有している場合はその写しを添付してください。		
入院・通院状況	← 入院期間や、通院頻度及び通院している時間等を記入してください。		
かかりつけ医療機関			

保護者等が看護、介護等をしている方

下記のとおり看護または介護をしているため、家庭で児童をみる事ができません。

看護、介護の相手	(保護者等との続柄：)		
看護、介護の場所	<input type="checkbox"/> 保護者等の居宅内	<input type="checkbox"/> 保護者等の居宅外 ()	
看護、介護の頻度	← 看護・介護の頻度及び看護・介護をしている時間等を記入してください。		